

和泉商工会議所 会館入居許可要件並びに事前審査要項

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉商工会議所会館の入居許可要件並びに事前審査について、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等)

第2条 和泉商工会議所の開館時間は、午前9時から午後5時15分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、共同研究室、賃貸事務所、交流サロンの利用については、会頭の承認を得て、それぞれ賃借人の責任におく。

(休館日)

第3条 会議所会館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（平成26年5月30日法律第43号）に規定する休日

(2) 12月29日から同月31日まで、翌年1月2日から同月4日まで

2 前項の規定にかかわらず、共同研究室、賃貸事務所、交流サロン及び駐車場については、会頭が必要と認めるときは、休館日においても利用することができる。

(共同研究室、賃貸事務所の事前審査等)

第4条 共同研究室、賃貸事務所の賃借者は、貸室入居許可申込書に次に掲げる書類を添付し会頭に提出しなければならない。

(1) 法人にあっては企業概要書、個人にあっては履歴書

(2) 事業計画書及び事業収支計画書

(3) 法人にあっては直近2年度分の事業の決算書等の写し、個人にあっては直近2年度分の確定申告書等の写し

(4) 法人にあっては法人の登記事項全部証明書、個人にあっては住民票の写し

(5) 法人にあっては直近事業年度の法人市民税納税証明書等、個人にあっては直近年度の市民税納税証明書等

(6) 前各号に掲げるもののほか、会頭が必要と認める書類

(公募による申込)

第5条 共同研究室、賃貸事務所の申込は、公募によるものとする。ただし、会頭が特に必要があると認める場合は、この限りではない。

(賃貸借の許可)

第6条 別表に定める貸室を賃貸借する場合は、あらかじめ会頭の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。

2 会頭は前項の規定により許可する場合において、管理上必要な条件を付けることができる。

3 賃借できる者は、地域の産業振興に寄与することが期待される事業を営もうとする者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 中小企業者（中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業者をいう。）であること。

(2) 賃貸料金の支払い能力を有する者

(3) 賃貸借契約書の契約条件を遵守する者

4 会頭は、次の各号のいずれかに該当するときは、賃貸の許可をしない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 施設、設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 当所の目的に反するもの、または不適當と認めるもの。

① 展示・販売行為や入場料の徴収行為

② 宗教・政治活動

③ コンプライアンスに違反する行為

(4) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

（賃貸借の取消し等）

第7条 会頭は、次の各号のいずれかに該当するときは、賃貸借契約の契約条件を変更し、若しくは取消し、又は契約の中止若しくは退去を命ずることができる。

(1) 賃貸借の許可を受けた者が、この要件若しくは賃貸借契約書の契約条件に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。

(2) 貸室入居許可申込書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。

(3) 公益上やむを得ない理由又は天災地変その他の避けることのできない理由により必要があると認められるとき。

2 当所は、前項の規定により入居者に損害が生じても、その責任を負わない。

（補則）

第8条 この要件に定めるもののほか、必要な事項は会頭が定める。

附則

この要件は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、施行日前の審査会において賃貸者の許可を受理された場合は、適宜対応するものとする。

なお、この入居要件の定めるもののほかは、賃貸借契約書にて規定する。